## 清代、 督撫による地方官人事からみる王朝統治の 側面

#### Ш 本

うな督撫による地方官人事からみると、その最終決裁は皇帝に委ねられていたが、 0 統治体制のひとつの 向したが、 運用実態をみていくと、 超法規的」請願を可能にする柔軟な運用実態が存在していたことが分かる。 しかし、 督撫による地方官人事についていえば、 :朝では適材適所の地方官人事を行うため、 督撫は主に 側面であったと考えられる。 督撫は「地方官人事行政の効率化」 「奏摺」 を用い、 規定を越えて人事を請願していた。 より柔軟かつ効率的に運用される構造が生まれた。これは清朝の中央集権的 **督撫が下級地方官の人事を「題本」で請願できる規定が十八世紀前半に** と「行政的空白の防止」を志向していたことがうかがえる。 清朝前期の皇帝は奏摺を利用して中央集権化を志 督撫による地方官人事やそれにともなう諸 地方の意見を多分に汲み上げるとともに、 一〇二巻四号 二〇一九年七月 このよ 制 創 度 始

#### じ め に

は

明代後期から清代において、 宋代以 降 の前近代中国官僚制では、 彼らの人事は中央・地方を問わず全て皇帝の決定か吏部の籤引きに委ねられたとされている。 科挙に及第した者は中央の官僚人事担当部署 (明清時期は吏部) の管轄下に お か

人事に関わっていたことが先行研究で指摘されている。また筆者は ï 清代の総督 巡撫 (総督は一省ないしは数省を、 巡撫は主に一省を管轄。 [山本二〇一三]で、十八世紀前半に整備された、 以下督撫と略記) が、 管轄する省内 の地方官 督

しか

明らかにし、そこからみえる清朝の統治構造の特質を考察したい。そこで鍵となるのは、 を破って請願を行う地方官人事については深く検討を加えなかった。本稿では、 撫が下級地方官の人事を請願できる規定に関して、先行研究に新たな知見を加えて全体像を提示し、 前稿 [山本二〇一三]では、規定に則った地方官人事規定とその運用のみを扱い、重層化した規定や、 前稿で扱わなかった地方官人事の様態を 奏摺制度および皇帝-その運用実態を解 督撫が規定 —官員関係 崩

であり、 であった。一般に題本ではルーティンワークが、奏摺では重要事項が扱われたとされる。 知のとおり、清代の行政文書は題本と奏摺に大別される。 後述するように、 中央諸部門を経て皇帝に送られた。奏摺は雍正期から多用され始め、官員が「私的」に皇帝へ提出する文書形式 督撫が規定を破って請願を行う地方官人事においては、 題本は明代から継承した、官印が付された「正式」な文書形式 題本ではなく奏摺が多く用いられてい た。 周

である。

地方官人事で奏摺が多く用いられたことによって、清朝の統治構造に何がもたらされたのかが検討課題となろう。 と満洲人官員らが中心となれる文書行政の必要性から奏摺政治を開始し、満洲人官員を地方に派遣して奏摺を使用したネ ットワークを展開すると同時に、地方の郷紳層を取り込んで秩序を再建していったとする。本稿においては、督撫による たと考えられる。宮崎市定は、雍正帝が奏摺政治を始めた理由を、 本稿で扱う地方官人事の多くが奏摺によってなされていたため、地方官人事制度の運用と奏摺制度は密接に関連してい 特に①を強調する。また内田直文は、 奏摺政治について、康熙帝が当時の文書行政・朝廷決議の弊害に鑑み、 ①独裁制の確立、 ②朋党の禁止、 ③地方の実情の把握

たとする。次にキュ 下に述べたい。まず足立啓二は、 対して皇帝は人事査定や引見、 清朝の中央集権的統治構造に関する研究は多くあるが、特に皇帝と官員との関係から考察した代表的なものを以 ーンは、 官員たちは皇帝を 明清時代の官員は決裁能力・自立性が低く独自的機能がなくなり、 奏摺を通じて官僚と直接意思疎通を図ることで自身の独裁権を強めようとし、こ 「官僚制的独裁君主」として規定に基づい たルーティ 皇帝へ権限が集中 ン枠内

♡詳細については、山本二○一三、二九―三○頁参照

限られた検討対象ではあるが、 0) バランスのうえで清朝官僚制が成りたっていたとする。これらの指摘に対して、本稿では督撫による地方官人事という 清朝の統治構造の特質について新たな一面を考察したい。

方官人事を請願する事例が、 確かにそのように捉えることも可能であろう。ただ、本稿では地方官人事にともなう他の事項 であれば、督撫はそれを利用して人事権を拡大しようとしていたとする。両者とも督撫の人事権の伸長を指摘しており、 るポストの割合を明らかにし、 さらに地方官人事に関して、 乾隆・嘉慶年間も多く見られたと指摘し、規定を破っても皇帝の是認を例外的に得られるの 人事制度が複雑化し督撫の権限が増加したとする。また劉錚雲は、 張振国は、地方官人事権に関する統計的考察を行い、清代前期においの (引見、 督撫が規定を破って地 て督撫が人事を行え 規定の変更、 在京候

- ① 本稿で考察対象とするのは、直省十八省の漢人文官に限定する。また本稿では、「就任」とは候補官等が実職に就くこと、「異動」とは現版の地方官が同級ボストへ横すべりで配置転換されること、「昇任」ととは上級官への昇進を指し、就任・異動・昇任を包含して「人事」と表記する。
  - ③ 宮崎一九五七。

補官派遣要請)も検討範囲にいれることで、別の側面を明らかにしていきたい。

- ⑤ 足立一九九八、七八・一六六頁④ 内田二〇〇五、二〇一三。
- 原著:Kuhn 1990, pp. 187-222. その中で督撫による人事に言及するが⑥ キューン著、谷井俊仁・谷井陽子訳一九九六、二二六―二六七頁。⑥ 足立一九九八、七八・一六六頁。
- 深い考察はなされていない。

張二〇〇九、一〇〇—一〇一頁

劉一九九三、二〇一頁、同二〇一七、一四四—一五〇頁

# 一章 督撫による地方官人事規定――「規定を越えた《規定》」と引見

第

人事を行う主体、 まずは [山本二〇一三]から本稿に関わる地方官人事規定を整理したい。 地方官の条件、 引見の有無という四種類に大別される。 清代の地方官人事規定はポスト 缺 0 種

乾隆年間に各地方官ポストについて、行政区画名とポスト名、 管轄地域 の特質 (衝 繁・ 疲・ 難)、 ポスト  $\dot{o}$ 41

まず雍正

府 う四つの 重要度 知 (最要缺 側面からそれぞれのポストの特質が定められた。そして、督撫が題本で人事の請願を行えるのは、 通判・直隷州知州 ・要缺 ・中缺 簡缺。 知州・知県のうち、 衝・繁・疲・難がいくつあてはまるかという字数の多寡で決定される)、 沿海・沿河・苗疆・烟瘴地域の全てのポスト、 最要缺・要缺に分類 人事を行う主体とい 知

数名の人選を行い皇帝が決定)」、 れた同知・通判・知州・知県のポストとされた。いっぽう最要缺・要缺にあたる道台・知府のポストは 中缺・簡缺の道台〜知県の全てのポストは吏部の人事とされた。 「請旨缺

(現ポストの任期)」が五年、異動の場合は三年経過していることが必要とされた。 また人事対象となる地方官に関する規定も形成された。督撫がある地方官の昇任を請願する場合、 その地方官の

乾隆初期には、 さらに乾隆初~中期(十八世紀前半~中葉)に、「参罰(官員が弾劾された後に帯びている処分)」に関する規定も形成された。 地方官が特定の参罰を一件でも帯びている場合、督撫による昇任・異動の請願が禁止されたが、乾隆二十

れば、 引見が必要となれば、 を知る督撫に適材適所の 中央から地方にあらかじめ派遣して見習いをさせる「外補制」や督撫による地方官人事が制定された目的は、 っぽう督撫の題本で異動する地方官は、引見を行う必要はないと定められた。さらに[王二〇〇七、二一―二二頁]によ 督撫から題本で昇任の推薦を受けた知県以上の官員は、吏部に送って引見させ、 ともに皇帝に謁見するという儀礼であると同時に、皇帝自らによる、任用予定者への最終的な人物評価の場でもあった。 は遠方派遣の上諭が出される際に、 そして本稿に大きく関わる地方官人事規定として「引見」の有無が挙げられる。引見とは、ある官員が吏部等の官員と 三十四年には参罰が十件以内であれば、督撫がその地方官の人事を請願することが許可された。 遠方の省の「命往試用挙人(上論で試用人員として派遣された挙人)」は、就任の際に引見の必要がないとされた。こ 後者の目的を満たすことはできない。 人事を行わせること、そして官員の交代のための行政的空白を無くすことであった。 既に引見が行われているため免除されたと考えられる。そもそも官僚任用候補者を 引見への督撫の対応は後段で考察したい。 皇帝の裁定を待たせると定められた。 地方 昇任の際に の実情

願することが許可された。

四

参罰

0

有無と

銜

(官員が有する品階)」を越えた推薦

(①は乾隆

[則例]

官員題昇。

乾隆

四

年

制

② は

光緒

定8

ことである

就任させる請願を督撫が行ってよいという、 [山本二〇一三、 四 -四七頁] では、 例外的な規定に言及した。これを本稿では 適材 適所の人事が行えない場合、 規定に抵触する地方官を昇任 「規定を越えた 《規定》 以 下 動 《規

定》と略記)」と表現し、

以下で検討を加えたい

は 部に送って引見させ、 任を請願することができる。 轄下に優秀かつ政務に秀でる官員がいれば、 督撫 調缺 0) 題本による異動」 の題昇 皇帝の (乾隆 吏部はその官員に、他に規定に反する事柄がないか調べ、 判断を待たせる。 のみが認められたポストである。 『欽定大清会典則例』 「異動を行うことが出来ず、昇任を行いたい」という旨を題本に明記して昇 すなわち、 (以下**、** 乾隆 適材適所の人事のためには調缺に昇任 空い 『則例』 た調缺に異動させうる官員が存在しない と略記) 巻八、 調缺准酌量題昇。 問題なければ督撫はその官員を吏 の請願をしてよいという 乾隆四 年制 が、 定④ 撫 調 の管 缺

って 事)」に関わらず、 台・ 「奉旨命往 知府人員は、 · る 同 候補官等の 知 (皇帝の命で地方に派遣されたという肩書)」と督撫の題本によって就任の請願が許可されている試用® 通 応題 判 督撫が題本で就任を請願することが許可された。また、②「奉旨命往」と督撫の題本で当該省に留 就任 知州 (督撫が題本で昇任 (乾隆 知県の候補人員については、「応題」・「応調」・「応選」 『則例』 巻八、 ・異動させるポスト)」・「応調 補用試用人員題昇。 乾隆四年制定)。ここでは二つ⑤ (督撫が題本で異動させるポスト)」・「応選 に関わ らず、 の内容が 督撫が題本で人事を請 記 記載され 候 (吏部の 補 0 ま 道 (1)

なければその任に堪えないが、 ることを根拠にして、 歴俸 0 不足 (乾隆 奏摺で皇帝に上奏して昇任 則 例 その人員の歴俸が規定 巻八、 知府州縣等官閱俸昇調。 異 (昇任五年、 (動を請願することが許可された) 乾隆十三年制定)。 異動三年) に達していない場合、 あるポスト が重要であり、 督撫は 有能 適材適所」で な人員 7

n (con

トが重要であり、その官員が適材適所であるならば、任期内に特別な降俸の処分があっても、 定に合致する者がいない場合、 『大清会典事例』巻五十九、 人事の可否判断を皇帝に請うことが出来ると定められた。②督撫が題本で昇任させる官員について、ある空きポス 官員題昇。乾隆三十四年制定)。ここでも二つの内容が記載されている。 いくつ参罰を帯びていても、またその官員が持っている「銜」以上に題本で推薦する場合 参罰が十件以内であれば ①「応昇官員」 の中に規

督撫は奏摺で推薦を行えると定められた。

も題本か奏摺かの違いはあるが、上奏を行えば本来の規定に合致しない地方官の人事を請願することが可能となった。こ 規定に達しておらずとも、 のような《規定》は、地方の状況を知り得る督撫が柔軟に地方官人事を行えるための措置であり、人事的選択肢は広がっ 以上を整理すると、候補官等に関してはポストの種類によらない、題本による督撫の人事が許可され、 督撫は奏摺を用いれば適材適所の地方官人事を請願でき、乾隆中期以降であれば参罰につい 歴俸に関しては

たと考えられる。

およびそこからみえる王朝統治の特質については後段に譲るとして、次章では《規定》に則った人事と破例人事の全体像 すなわち、奏摺制度の確立は督撫による地方官人事に大きな影響を与えたと考えられる。奏摺制度と地方官人事の関係 うに督撫に指示をしている。また実際に奏摺を見ていくと、規定にも《規定》にも抵触する地方官人事の請願を督撫が行 っている事例(たとえば督撫が請旨缺に昇任の請願を行うといった事例。本稿ではこれを「破例」と称す)が少なからず存在する。 さて、上述の《規定》において、乾隆四年に制定された《規定》では題本を、それ以降の《規定》では奏摺を用いるよ

2 ただ同規定で、同じ異動でも現任の劇務に堪えず、閑職のポストへ 「品級考」により現在のポストから昇任しうるポストが定めら [伍二〇一一、二五〇一二六四頁]

(1)

と運用実態を考察したい

近藤一九五八、四一・四五頁。伍二〇一一、一九六—一九八頁 一帝の上論を待たせると定められた。

実質的に「降格」される場合は、当該地方官を中央へ送って引見させ

可する」という緩和以

前

の方が、

《規定》

人事・破例人事の事例がより多く見られるからである。

の中から抽出した、督撫の上奏に対応する吏部の題本である。

歴史檔案館所蔵の内閣漢文題本

(原館蔵吏科)

十八世紀中葉までにその基礎が確立されるが、乾隆二十九・三十四年の「参罰が十件以内であれば督撫の人事の請

- 4 疏内将無可調補、 若該省実無可調補之人、而属官内、 応否准其昇用、 必須題昇之処声明、 恭候欽定 由部察明与例相符、 果有才守兼優、 政績卓著者、 令其送部引 於
- (5) ①凡各省奉旨命往及督撫題準以道府補用·試用人員、 悉准題請補授·署理 論応題・応調・応選之缺、 令該督撫酌量才具、択其人地相宜者 遇有員缺、 無

②其同知·通判·州県、如奉旨命往補用及督撫題明留於該省候補者、

無論応題・応調・応選之缺、

均准該督撫酌量具題

6 例』卷八、 なお試用人員はまず署理(代理) 補用試用人員題缺 「試用人員内有能勝任者、 になると定められた。 准其一例遴選 乾 隆 則

- 7 至員缺果係緊要、 詳悉声明専摺 准令該督無将其人其地実在相需之処、 非幹練之員、 不能勝任、 而年例未符、 或応調補、 実有不得
- 若応昇官員内、無合例之人、不論何項参罰、 並越銜保題、 例

8

- 9 凡題昇人員、遇員缺緊要、人地実在相需、 遴選請旨 而所議昇補之員、
- (10) ストができ、そこへ昇任しうるポストに現在就いている官員のうち ここでの「応昇官員」とは、本章注①の品級考により、 督催民借耔種口糧降俸処分、未逾十案以外、 准其専摺声明保奏。 ある空きポ
- 任期五年を経過した者を指すと考えられる。

## 督撫の上奏による地方官人事の数量的分析

たい。 の乾隆十六~十七年からまとまった数量の史料を得られるためである。 月に督撫が上奏で行った《規定》人事、破例人事の事例を集め、 および『明清檔案』(張偉仁主編、台北、中央研究院歴史語言研究所、 この時期を対象とするのは以下に挙げる理由による。まず、督撫が人事を請願する事例はこれ以前から見られるが、こ② 本章では、『宮中檔乾隆朝奏摺』(国立故宮博物院編、 表一「乾隆十六~十七年の督撫による人事の請願」は、 台北、 国立故宮博物院、一九八二―一九九五。以下『乾隆奏摺』と略記) 当該時期の人事をまとめたものである。 督撫がどのような請願を出しているかを数量的に検討 一九八六―一九九五)から、乾隆十六年七月 次に前述の通り、 督撫による地方官人事の規定は ~翌十七年十

さらに、

吏部

頭を許 は 檔

筆者が 題本

## 表一:乾隆十六~十七年の督撫による人事の請願

38	大 養 禁		14	<b>端</b>		人事を行う主体・方法	11				19			
-		上奏0	$\vdash$		<b>→</b>		_	111				知府	_	
62	護 大 表 等	上奏の硃批	42	+	事を行		36	III			(4)	同知		
5	其他		32	在外調補	う主体		27	11	ポストの字数		10			
24	相		13	在外題補	·方法		15	l	の字数		(6)	知		
8	反対	吏部題本	4				6	궮			4	直隸知州	就	
1	其他	n	14	#年7回	四万型票		10	共物			(3)		就任・異動・昇任先ポスト	
18	雪 一 致 受		42	- 路戦			10	河		11 (6) 2 (0) 57	11	知	·昇任先	
4	支 替 排	題本の	17	任期 5 年	人事(		42	脚	<b></b>		(6)	知州	<u> </u>	
4	東 支持 特	題本の硃批	2.28	任期 3 年	人事の理由		23	#	ポストの重要度		2	通		
7	共		36				25	會			通判	内は昇作		
			15	棋有			5	共旬			57	知	内は昇任をあらわす	
											(7)	知県	44	
典拠 『宮中檔乾隆専『宮中檔乾隆専(乾隆十六年 (1まで (ただし『音まで (ただし『音 十七年一月、二) 期出。 「原館蔵支は、等 (原館蔵支配を) 14 つの人事に関して 15 円 15											0	노		
典拠 『宮中檔乾隆朝奏摺』1-4、『明清檔案』176-184 (乾隆十六年(1751)七月から十七年(1752)十月まで(ただし『宮中檔乾隆朝奏摺』は十六年十月、 十七年一月、二月、六月は欠損のため除く))から 抽出。 「原館蔵更科)中から抽出した、督撫の上奏に対応 「原館蔵更科)中から抽出した、督撫の上奏に対応 する吏部の題本である。 説明 説明 説明 記明 この人事に関して複数の条件が設当、吏部題本の有無、上奏文の破損等の理由から、合計の数値は必ず しも一致しない。										(0)	州判			
	の理由が	る。出出し	摺』1-4 ) 七月カ						2	\ <u></u>				
	S, D	片が該当、	*	た、督	、『明清: ^ら十七年 明奏摺』(;   						(0)	其他		
	計の数値	支部題	大 う き き き き き き き き き き き き う き う き う き	無の上奏	典拠 『宮中檔乾隆朝奏摺』1-4、『明清檔案』176-184 (乾隆十六年(1751)七月から十七年(1752)十月 まで(ただし『宮中檔乾隆朝奏智』は十六年十月、 十七年一月、二月、六月は欠損のため除く))から 抽出。 東部題本は、第一歴史檔案館所蔵の内閣漢文題本 (原館蔵更科) 中から抽出した、督撫の上奏に対応 する更部の題本である。						105	9,111	<u> </u>	
	は必ず	本の有	7	に対応							(26)	(昇任)	, iii	

歴俸の不足、

四

参罰の有無と「銜」を越えた推薦の①である。

以下に

《規定》

に則

った奏摺の一例をみてみよう。

調缺

0)

い題昇、

=

候補官等の就任、

さて第一章で挙げた《規定》のうち、

表一の時期に該当する規定は、

見られるため、 案館で収集した題本がこの 定程度の動向はつかむことが可能であると考えられる。 年に限 られ ていることも理 亩 0 ひとつである。 ただし、 事例としては督撫の上 |奏から||百件

超

府 次 件であり、 がこれに次ぐのは、 いで知府 当該時期 多数が就任 (十九件)、 には、 比較的高位で重要なポストに対して、 知州 ・異動であることが分かる。 のベー〇五件の督撫による (十一件)と続く。 知県が多数を占めるのはポストの絶対的多数から容易に理解できるが、 《規定》 「就任・異動・昇任先ポスト」について、 督撫が多く人事を請願した可能性が推測され 人事・破例人事の ・請願がなされてい 知県が五七件で最も多く . る。 そのうち昇任は二六 知

官員が参罰を受けていたことが背景にあると考えられる。 関する人事が三六件、 は人事の総数 事に対して複数の理由 対する人事の請願が十四件と続く。 撫による異動が許可されているポストであるが、部選と請旨缺は規定上、督撫による人事請願が許されない 部選 (四二件) 次に「人事の理 ポストの字数」 (吏部の銓選)」 が最多である。「人事を行う主体・方法」は、 (一〇五件)を上回っている。部選のポストに対する人事が四二件で最も多く、 由」について見ていこう。この項目は本来の規定から逸脱する部分が何なのかを表している。 (管轄地域の特質をあらわす衝・繁・疲・難の数) と「ポストの重要度」はそれぞれ三字 (四二件)、「在外調補 任期! (部選のポストに歴俸未満の者を異動させる等) 三年未満 参罰を帯びる官僚に関する人事が比較的多い理由として、 (=異動の歴俸未満) (督撫が地方で異動を請願)」(三二件)、「請旨缺」(十四件)と続く。 規定上誰が人事を行うと定められていたのかということであ が二八件、 が存在することもあるため、この項 任期五年未満 (=昇任の歴俸未満) 次いで参罰を帯びる官員に 当時の官界において多くの が十七 目の総数 (三六件) 在外調補 ポストである。 請旨缺 件の と要缺 Ŧi. 二件 は Ĺ

をご許可願います。 トに規定に合致した異動させうる官員を一時的に得られないことから、 は歴俸が五年未満であり「題昇」の規定と合致しませんので、《規定》に則って奏摺で上奏して皇帝陛下の天恩を願い、 がいないと述べる。)ただ昆明県知県の陳秋元は才能があって信念を堅く守り、人格・品性も兼ね備えています。平彝・昆明 ことによって異動、 異動三年の任期)」に合致せず、やむを得ず〔規定を越えて〕臨機応変に対処することが必要であれば、その官員が適材適所である ります。空いた〔騰越州知州の〕ポストは、 〈中略。騰越州は重要なポストであり、有能な官員でなければ任に堪えないが、現在雲南省内の知州には異動させうる適当な官員 ・署理させれば、 循吏としての評判が日頃から高く、また雲南にいる日も長く、辺境の状況を熟知しております。彼を騰越州知州に昇 が規定を調べましたところ、「ポストが重要であり辣腕の人員でなければその任に堪えないが、「年例 実に (中略) あるいは昇任して署理(代理)させることを、奏摺で詳細に述べて上奏することを許可する。」とあります。 〔彼の〕才能はその地にかなっており、地方に適する人材を得るという効がございましょう。ただ該官員 陳秋元に関しては、 規定では「在外揀選調補(地方で督撫が人選し異動を請願する)」とあります。(中略 知県から知州への昇任・署理を請願しておりますので、 昆明県知県の陳秋元を騰越州知州に昇任・署理させること 吏部の覆議が到着する日を 重要なポス

(硃批) 〔総督の〕請願通りにせよ。吏部は承知するように。

待ち、

〔到着後〕吏部に送って引見させます

任 異動に適した官員がいないため昇任を請願する。これは《規定》(一)に該当しよう。ただし雲貴総督が選抜した昆明県 騰 知県は歴俸が 越州 の昆明県知県を選抜した理由としては、 知州 のポストは、 五年未満であるため、《規定》(三)「歴俸の不足」の条文を引用し、奏摺で上奏して許可を求めている。 前官員が病没したため空きポストとなった。当該ポストは、規定では「在外揀選調補」 人物が素晴らしく長期間雲南省にいて状況を熟知しており、 適材適所であるこ であるが、 現

48

前

騰越州知州の葛慶曽は病気を患い逝去しましたが、〔この逝去については〕すでに別の題本で〔中央に〕報告してお

とを挙げている。これに対する乾隆帝の硃批は、 総督の請願を是認しており、 吏部にはその内容を承知して対応するよう

命じているのである。

四件であった。次章では、督撫の上奏、吏部の上奏、皇帝の硃批を含めた文書行政について詳しく検討していきたい。 例 の吏部の題本への乾隆帝の硃批(表一「題本の硃批」)は、督撫と吏部の意見が一致しており、乾隆帝もそれを支持した事 きた(表一「吏部題本」の合計数)。そのうち督撫の請願を許可するものが二四件、反対するものが八件であった。そしてそ を命じる事例は六二件である。これに対して吏部は題本で上奏をすることが通常であり、 および『明清檔案』所収の題本のうち、督撫の が十八件、督撫の請願と吏部の意見が対立した場合、乾隆帝が督撫を支持した事例が四件、 さて表一「上奏の硃批」によれば、 乾隆帝の硃批は、 《規定》人事・破例人事の請願に対して出されたものをのべ三三件発見で 督撫を支持する事例が三八件、一旦吏部に審議させたうえで上 第一歴史檔案館所蔵の吏部題本 逆に吏部を支持した事例

① 『乾隆奏摺』では、乾隆十六年十月、十七年一月、二月、六月が欠

が最も早い事例である。 習』台北、国立故宮博物院、第一輯、一九七六、三四六―三五〇頁) 習』台北、国立故宮博物院、第一輯、一九七六、三四六―三五〇頁) 奏摺では康熙四十五年の事例(国立故宮博物院編『宮中檔康熙朝奏 奏摺の限りでは、題本では順治年間から『明清檔案』中に見られ、

③ 以下史料名を「内閣題本吏科」と略記

整備されるにつれ、官員は頻繁に弾劾を受けたとされる。 【伍二〇一一、三〇二一三一五頁】によれば、清代では考課制度が

者は『乾隆奏摺』の目録に挙げられている者のみを記す。四日『乾隆奏摺』第二輯、五○三─五○五頁。なお史料の日本語訳文四日『乾隆奏摺』第二輯、五○三─五○五頁。なお史料の日本語訳文四日『乾隆奏摺』第二輯

知県陳秋元昇署騰越州知州、 例専摺奏懇皇上天恩、 方可能獲得人之効。惟該員歷俸未満伍年、与題昇之例不符、 且在滇日久、熟諳辺地情形。以之昇署騰越州知州、実才称其地、 明県知県陳秋元才守兼優、人品端謹。歴任平彝・昆明、 例応在外揀選調補。(中略)臣伏査定例「員缺果係緊要、 窃照雲南騰越州知州葛慶曽患病身故、 俟部覆至日 不能勝任、而年例不符、実有不得不為変通者、准将其人其地実 或応調補、或応昇署、詳晰声明専摺奏聞。(中略)」。 俯念要缺一時不得合例可調之員、 (中略) 至陳秋元係由知県請昇署 業経另疏題報在案。 准将昆明県 循声素著

批)著照所請行。該部知道

料のように督撫が奏摺人事の理由として条文を挙げることは無かった。⑥ 《規定》(一) に該当する事例はこの期間内には七件あるが、この史

- そのため表一「人事の理由」にはこの項目を設けていない。
- りの二件は奏摺の破損により硃批が見られないため、便宜上「其他」 部」、「覧」、「已有旨了」であり、 表一「上奏の硃批」の項目の「其他」五件のうち、三件は「有旨該 皇帝の意思が判然としない。
- 其他の一件は「引見のうえ決定する」という趣旨のものである
- 9 と推測される。残りの三件は題本の破損により硃批が見られないため 何らかの不備があり、 「該部議奏」と硃批を下している場合である。おそらく吏部の題本に 表一「題本の硃批」の項目の「其他」七件のうち、四件は乾隆帝が 乾隆帝が吏部に再度上奏を命じたのではないか 50

便宜上「其他」に入れている。

# 第三章《規定》人事、破例人事の運用実態および引見の有無

である。この文書行政はいくつかに類型化できるため、本章ではまず表二と共にそれぞれ検討を加えたい。その後に実際 の地方官人事における引見の有無について述べ、地方官人事の運用実態をみていきたい。 表二「人事の理由ごとの文書行政」は、《規定》人事、破例人事の理由ごとに、その後の文書行政の経過を記したもの

## (1)督撫の上奏→皇帝が硃批で直接督撫の請願を是認

二件、破例(②~⑤、⑩、⑸。イタリックで示す)が十六件、破例と《規定》が混在するもの(⑴、⑶、⑷、⑺、⑻、⑽、⑵ 表二「上奏の硃批」の「督撫支持」によれば、このパターン全三八件のうち、《規定》のみに依拠するもの(⑥~⑨)が十 用した史料のように、督撫の上奏に対して乾隆帝が「著照所請行。該部知道。」といった硃批を下しているものである。 まずは督撫が地方官人事の請願を行い、その上奏に対して皇帝が硃批で是認している事例である。具体的には前章で引

たらしたであろう。皇帝が直接是認した根拠について檔案からは窺い知れないが、吏部の覆議を経ない分、地方官人事に 注目に値する。これは吏部の人事に与る機会が後退したと考えられるとともに、地方官人事に関わる手続きの合理化をも ただし、督撫による地方官人事の請願のうち、相当数が吏部での覆議に回されず、皇帝によって直接是認されたことは が十件存在し、特に偏向は見られない。

表二:人事の理由ごとの文書行政

が乾隆十六年八月二十一日、これに対する皇帝の硃批が同年九月二十二日、 か かる時間を削 説はすることが可能になったと考えられる。 例えば次節のように吏部に覆議を命じた事例では、 吏部の上奏が十月十三日である。 督撫の上奏

地方行政の空白を極力短くすることができたであろう。

# (2)督撫の上奏→皇帝は「吏部議奏」→吏部が許可→皇帝も同意

覆議がなければ三週間ほど短縮することが可能であり、

の硃批」の 督撫の上奏に対して乾隆帝が「該部議奏」すなわち吏部に検討のうえ上奏を命じている事例は全六二件 「吏部議奏」)あり、 そのうち《規定》 のみに依拠するものは三八件、「破例」は九件、 破例と 《規定》 が混在す

るものは十五件であった。

ことを請願する。この奏摺に対して乾隆帝は同年九月二十二日に「該部議奏」 その空きポストの人事の主体・方法は「応在外揀選調補」すなわち督撫が人選のうえ異動させるとある。 則って奏摺で上奏する。そして張耀璧が異動したあとの開建県知県には、発粤試用知県の王楚士を代理として就任させる ただし張耀壁は開建県知県となってからまだ三年を経過しておらず、調補の規定に合致していないため、 は劇務のポストであり、 蘇昌が奏摺で以下のように述べる。以前、 このうち乾隆十六年八月二十一日に広東巡撫が行った上奏と、それに関する文書行政をみてみよう。最初に広東巡撫の 優秀な人材でなければ務まらず、現在開建県知県の任に当たっている張耀璧が適材適所である。 陽江県知県の伍斯琳という官員が病気となり休職することを題本で上奏した。 の硃批を下す。 《規定》(三)に ただ陽江県知県

に関する言及は無いが、 は本来規定に合致しないが、広東巡撫が《規定》(三)に則って奏摺で上奏したため、吏部はそれを許可し皇帝の判断を これをうけて吏部は十月十三日に題本で次の内容の上奏を行う。吏部はまず陽江県が督撫の異動人事によるポストであ 開建県知県が吏部の人事のポストであることを述べる。そして陽江県知県へ歴俸三年未満の張耀壁を異動させること また開建県知県へ試用知県の王楚士を代理として就任させることも許可している。 おそらくは 《規定》(二)②に該当するであろう。つまりこの事例は、 本来の規定には合致して これについ

乾

した

|十六年八月の奏摺で福建巡撫は以下の様に述べる。

は表二

(10)

(12)

が

《規定》

と破例が混在する事例であるにも関わらず、

吏部が許可していることからも推察される。

13 が、 《規定》 に則って奏摺で人事を請願しているため吏部もその請願を認め、 そして皇帝も 「その異動を許

その

他

しも覆

「議の通りにせよ」と同じく認めてい

るのである。

事について、 県知県のポストは部選であるためそこへの異動は破例 るものである。 任 であるのに対 皇帝もそれに同意してい の恩県知県を博平県知県に異動させるという、 表二「吏部題本」 管見の限り規定は存在しない 現 博平県知県は行政が比較的容易であるため、 在の博平県知県は歴俸三年未満であるため奏摺で異動を請願しており の三三件中、 . る。 これ は山東省の知県の事例 吏部が許可 が、 した事例 吏部によって破例と捉えられることは無かったのではないだろうか。 「繁簡互調 は十五件存在する。 (表二⑤) となる。 で、 恩県知県は衝 (相互入れ替え)」によって適材適所となるように請 優秀な現任の博平県知県を恩県知県に異動させ、 《規定》 表 繁・ <u>(5)</u> に則った人事によって連鎖的に起こる人 疲 0 事 難 例 0 は 《規定》に合致しているが、 厄 破 項目が該当する劇務の 例にも関 いわらず 吏部 願 凡 が して 庸 ポスト 博平 な現 可

二「題本の硃批」 れを追認すると考えられる。 そして本節のように督撫と吏部の意見が一致した場合、少なくとも四分の三にあたる十八件で皇帝は是認してい 0) 「督・吏一致」)。 つまり、 督撫が 《規定》 に則って上奏を行い、 吏部もそれを許可した場 皇帝は る (表 そ

## 3 督撫の上奏→皇帝は 吏部議奏」 →吏部は反対→皇帝は督撫を支持

事例から 次に督撫の請願が吏部にまわされ、 検討 吏部が反対するも、 皇帝は督撫を支持したというパターンを、 福建省福安県知県の

あ あ Ď, ŋ 有 能な人材が必要である。寧化県県丞の夏瑚という人物がおり、 が弾劾して空きポ ストとなった。 福安県知県は中 ・缺で吏部の人事であるが、 非常に優秀でかつて寧化 現在-水害復旧 連江 福清 が緊要 同安とい 政

現在福安県は水害に遭ってい

るが、

前

福安県知県は職

務

窓慢で

知県への代理での昇任を許可してほしい。 った知県の代理を務めたことがあり、 仕事ぶりは実直であった。そこで皇帝陛下の 以上が福建巡撫の奏摺の内容であるが、これに対して乾隆帝は「該部議奏」 「格外の天恩」によって夏瑚 の福安県

硃批を同年九月十四日に下す。そして吏部は以下のように述べる。

て官員を決定〕いたします。 せん。〔よって福建巡撫が〕請願した内容に従う必要はありません。福安県知県のポストは、我々吏部が規定通りに各月の銓選 ならないという規定であります。現在〔議案となっている〕福安県知県〔のポスト〕は中缺であり、 の各月の銓選によるものとするとあります。これはまさに〔吏部が扱う〕月選のポストなので、〔督撫が〕題本で昇任を請願しては 督撫が人選を行って異動させる。二項目、 規定を調べましたところ、各省の衝・繁・疲・難の州県 〔ポスト〕であります。当該 〔福建〕巡撫が寧化県県丞の夏瑚を上奏で代理として昇任させようとしているのは、規定に合致しま 一項目、 また衝・繁・疲・難のどれにもあてはまらない〔ポストの〕場合は、全て吏部 〔のポストのうち〕四項目、三項目が該当する〔ポスト〕は、管轄地域の 〔吏部の〕各月の銓選による

(硃批)夏瑚について、当該〔福建〕巡撫の請願した通りに処理せよ。

事例は 県知県の事例と同じように吏部の人事のポストであることが同一題本中に二件、 督撫の請願に反対した事例は八件(表二「吏部題本」の「反対」) 吏部は福建巡撫が奏摺で請願した福安県知県への夏瑚の代理での昇任は、規定に合致しないため許可せず、 ようとして吏部が反対する事例が一件存在する。 が人事を行うとする。 四件存在する(表二「題本の硃批」の「督撫支持」)。本節のパターンのうち他の事例で吏部が反対する理由は、 しかし乾隆帝は硃批で福建巡撫の請願を認め、 あり、そのうち皇帝が吏部の意見を退けて督撫を支持した 夏瑚の代理での昇任を認めているのである。 参罰を帯びている官員を督撫が異動させ 規定通り吏部

情を知る督撫の意見を尊重しようとする皇帝の意向、またそれを可能にする構造が存在したと考えるべきであろう。 0 請 願が規定に合致していないとする吏部の判断を、 皇帝が覆して督撫の人事を支持するということは、 地 方

# (4)督撫の上奏→皇帝は「吏部議奏」→吏部反対→皇帝は吏部を支持

十七年五月初二日に貴州巡撫が上奏した、普安州知州および玉屛県知県の事例から検討したい 最後に前節とは逆のパターン、すなわち督撫の請願に吏部が反対意見を出し、 皇帝が吏部を支持したパター

達され次第、 依拠して、「委用知県」の肩書を持った王宏業を就任させることを請願する。最後に襲士模は昇任であるので、 代理で務めており、その年月は十六年十一ヶ月となることを申し添え、巡撫は龔士模が経験豊富であることを強調する。 なる歴俸五年に満たないが、《規定》(三)に依拠して、奏摺で昇任を請願する。さらに彼はこれまで各地の が人事を行うとある。そこで貴州巡撫は玉屛県知県の龔士模を代理として昇任させたいと考える。 さらに前述の昇任で空くことになる玉屛県知県のポストは中缺であり吏部の人事であるが、これも《規定》(二) 前普安州知州は弾劾されそのポストが空いた。当該ポストは衝・繁・難の三項目が該当する要缺であり、 吏部へと案件がまわされた。そして吏部は以下の様に述べる。<sup>®</sup> 吏部に送って引見させると述べる。この奏摺に対して乾隆帝は同年五月二十七日に 「該部議奏」 龔士模は昇任が 知 規定では督 0 州 硃 許 可能 批を下 可 知県を 2 12 が 通

きい場合)」、 規定を調べましたところ、 して代理で職務を行っている各官員について、 ストの〕場合は、 [ポスト] は、 また「銜缺相当 管轄地域の督撫が人選を行って異動させる。二項目、一 全て吏部の各月の銓選によるものとするとあります。 各省の衝・繁・疲・ (官員とポストの品階が合致している場合)」は、 「銜大缺小(その官員が任じられうるポストの品階が、 難、 苗族居住区の州 県 また [別の] 項目、 [の地方官ポスト] また衝・繁・疲・ 一年の試用を経て職務に堪えうるようであれば 規定には、 について、 地方への派遣が命じられて試用と 難のどれにもあてはまらない 就任するポストの品階より大 四項目、 三項目 が該当する **元** 

巡撫に規定に照らして、再度規定に合致する官員を人選させ、題本で人事を行わせるようにすべきです。 知県」の王宏業を玉屛県知県に就任させるという内容にも従う必要はありません。普安州知州のポストについては、当該 内容に従う必要はありません。 願している知州への代理での昇任は、規定に合致しません。当該 めておりますが、まだ「実授」に至っておらず、歴俸を勘案して昇任させうる官員ではありません。当該 合算してはならない、とあります。(中略)現在〔審議している〕襲士模は〔督撫の〕題本で玉屛県知県に代理として務 〔前述の〕玉屛県知県代理の龔士模について、その知州への代理での昇任を許可しないので、「委用 (貴州)巡撫が普安州知州に代理として昇任させようとしている 〔貴州〕巡撫が奏摺で請

題本で「実授

(署理=代理ではなく正規の官員となること)」を請願させる。 〔ただし〕代理で務めていた任期は、

(硃批)覆議のようにせよ

を却下する。すなわち《規定》(三) 吏部は関連する規定を列挙する中で、 すなわち襲士模のこれまでの任期は全て代理の期間であり、 が適用されるには、正規の官僚としての任期でなければならないとの見解を示して 代理と正規の任期を峻別し、 現在もまだ「実授」にいたっていないことから、 代理の任期は合算するべきではないと述べる

奏摺で請願し、 この吏部の回答に対して、乾隆帝は吏部を支持し、 東部の同意を得て皇帝の同意を得ている。⑫ 一巡撫の請願をしりぞけている。その後巡撫は再度別の官員の

いるのである。

節とあわせて考えると、 本節の事例のように、 吏部が督撫の請願に反対した場合、 吏部の反対意見が皇帝の支持を得た事例は四件みられる 皇帝がどちらを支持するのかは事例は少ないが同数であり、 (表二「題本の硃批」 の 「吏部支持」)。前

どちらかに偏っているわけではない。

管見

0

限

り無

13 が、

表

全

0

五件中、

昇任が二六件

三四

· 八 %)

に止まるのは、

ったが、

ようとしている意向のあらわれと推測できるのでないだろうか。

#### 5 破例の

持するものが二件、 事 帝 められたことになる。 を示した①~⑤、 例四件は、 0 |同意が得られやすい傾向にあった。いっぽう吏部へとまわされた事例は九件あり、そのうち吏部の題本が 「規定を越えた 当然のごとく全て反対意見が出されている 10 吏部を支持するものが二件である。すなわち破例の全二七件中、 ⑪および(5)と(9)が該当し、 《規定》」にも合致しない、「破例」 総数は二七件である。 1 について検討したい。 4 (三件)、 そのうち十六件は皇帝が支持しており、 (9)の事例)。 破例 吏部題本への皇帝の硃 少なくとも十八件で督無 この事例は表二中にイタリックで数字 批 0 は 確認できる 請 督撫を支 願が

で四件、 が許可される事例が比較的多いことである。表一の全一○五件のうち、本章(1) 割合が高かったと考えられる。 このように、文書行政全体を検討して看取できるのは、 (5) で十八件と、少なくとも半数以上の六八件が認められたことになり、 督撫の請願を乾隆帝が直接却下しないこと、および督撫の請 の事例で三八件、(2)で八件、 全体として督撫の請願が認められる 3 願

## (6) 引見の有無

文中にも明記されている。 礼が必要であった。この規定は第二章で挙げた史料、 であった。 章で述べたように、 外補制や督撫による地方官人事が制定された目的のひとつに、 いっぽう、督撫の題本で異動する場合、遠方の省の「命往試用挙人」は就任の際に引見が不要 督撫が上奏で昇任を行うときには、 および第三章 地方官を北京に送って皇帝に謁見させる「引見」という儀 <u>回</u> 官員交代で生じる行政的空白を無くすことが 中で二重傍線を付した部分にあるように、 あ

引見はその障碍となりえた。上奏文中に督撫が引見させないために異動や就任を意識的に選択したという記述

(617)

督撫が引見による行政的空白を避け

可否如何に関わる昇任の場合は、 を請願し、 引見の先送りを請願する事例は二件であった。②の十一件のうち五件は、督撫がひとつの上奏で複数の人事を請願し、 い理由は分からないが、昇任の際の引見は当然守るべき規定なので触れられなかったとも考えられる。 の二番目以降の昇任に該当するものである。例えば、両江総督が江蘇省の邳睢同知の人事について、江防同知からの異動 次に興味深い表二③の二件を検討する。まずは閩浙総督と浙江巡撫の以下の奏摺である。 それに伴って空いた江防同知には、清河県知県からの代理での昇任を請願している。このように前者の請 後者の引見については述べられないことがある。残りの六件で引見について言及され

さらに昇任の請

·願全二六件のうち、①規定通り引見させる事例は十三件、②引見に関する記載が無い

せん。まず各県 らは全て災害区に代理 で、もし〔この人事の請願が〕ご許可いただけましたら、 県への就任を請願する〕 調べましたところ、 ということをご許可願います。 [知県] 〔候補運副の任官資格で浦江県知県への就任を請願する〕施縄武、〔仁和場大使捐昇通判の任官資格で遂昌県知 [として職を] 石山、 の職務に代理として就かせ、災害救済の仕事が終わるのを待って、その後に吏部に咨文を送 (東陽県県丞から嵊県知県への昇任を請願する) 戴椿は吏部に送って引見させる人員でございますの 委任されて災害対応を担うことになるので、とても〔その任務から〕離れるわけには参りま 規定では吏部に送って引見していただかなければなりません。ただし彼 [り引見させ

現在担っている喫緊の政務が終わるまで引見を先送りしてほしいという請願は、 終わってから引見をさせることを請願している。もうひとつの事例である甘肅巡撫の奏摺でも、 施縄武 知へ昇任させることについて、 1. 石山 ・戴椿の三人の人事は引見が必要であるが、それぞれの任地での災害対策が喫緊の課題であるため、 彼が現在担っている少数民族との交易が終わってから引見に赴かせるとある。 督撫が地方行政の空白を無くすために採 現在の寧州知州を安西同 復興が

58

事例は十一

件、3

(3)

が喫緊の課題を担っている場合、それを終えるまで引見を先送りすることからも、 のように、督撫による《規定》人事・破例人事の請願に引見が不要である異動・就任が多いこと、 つ た措置であろう。そして皇帝はどちらにも「著照所請 行。 該部知道。」との硃批を下し、 督撫と皇帝は地方行政の効率化を優先 督撫の請 また人事対象の地方官 願 派を認 めてい る。

① 破例と《規定》)に行おうという請願の事例である。 のえば表二の(1)は、①請旨缺への昇任(破例)の人事を⑦任期ある。例えば表二の(1)は、①請旨缺への昇任(破例)の人事を⑦任期で、破例の要素と《規定》が混在するものとは、ある一件の地方官人事に関し

していたと考えてよいのではないだろうか。

隆奏摺』第一輯、四七一頁。
② 広東巡撫蘇昌「奏請調補海疆県令摺」乾隆十六年八月二十一日『乾

発粤試用知県王楚士 与調補之例未符。理合循例詳悉声明恭摺奏聞。 調補陽江、 之員、方克勝任。 邑、外接重洋、民俗刁悍、 陽江県係沿海繁難之缺、 窃查粤東肇慶府陽江県知県伍斯琳患病、 実属人地相宜。 (中略) (中略) 例応在外揀選調補。(中略) 臣査陽江 惟查肇慶府開建県知県張耀璧 且地劇事繁、辦理不易、 (中略) 堪以署理開建県印務 但該員在開建本任未満三年 経臣題准部覆休致 (中略) 必得明敏強幹 所遺査有 (中略) 所遺

- 中部尚書傅恒等「為籲請調補海疆県令以裨地方事」乾隆十六年十月 中部尚書傅恒等「為籲請調補海疆県令以裨地方事」乾隆十六年十月 東部尚書傅恒等「為籲請調補海疆県令以裨地方事」乾隆十六年十月 東部尚書傅恒等「為籲請調補海疆県令以裨地方事」乾隆十六年十月 東部尚書傅恒等「為籲請調補海疆県令以裨地方事」乾隆十六年十月 東部尚書傅恒等「為籲請調補海疆県令以裨地方事」乾隆十六年十月 東部尚書傅恒等「為籲請調補海疆県令以裨地方事」乾隆十六年十月
- (硃批) 張耀璧准其調補。余依議。

多摺』第二輯、二七五頁。少山東巡撫鄂容安「奏請調補知県摺」乾隆十六年十二月二十日『乾

非精明幹練之員、 又查東昌府属恩県、 仁才具中平、 有志向上、以之調補恩県知県、実属人地相宜。 辦理頗為竭蹶。 不克勝任。 路當孔道兼司河務、 查有博平県知県張徳履、 臣前過該邑留心察看、 係 衝繁疲難四 中 現任知県楊永 略) 人頗勤幹 項相兼要缺 其所遺博

領 残りの七件は全て「其他」に該当する。「其他」の内訳は表平県知県事簡易治、請即以楊永仁調補責其後効。

本の硃批」と同じであるため、第二章注⑨参照

- ⑥ 福建巡撫潘思榘「奏請調補災区県令以裨地方摺」乾隆十六年八月十日「内閣題本吏科」マイク補災区県令以裨地方事」乾隆十六年十月十日「内閣題本吏科」マイク補災区県令以裨地方摺」乾隆十六年八月十
- 並無題請昇用之例。今福安県知県係中缺、応帰月選、二項一項及並非衝繁疲難、悉帰月分銓選等語。是応監定例、各省衝繁疲難州県四項三項相兼者、令該督、前注「内閣題本吏科」、一八八〇―一八八一頁。

令該督撫揀選調

補

是応帰月選之缺

7

(硃批) 夏瑚著照該撫所請行。

化県県丞夏瑚奏請昇署、

与例不符。応将所請之処、

毋庸議。

該撫遽将窗

安県知県員缺、

臣部照例帰於月分銓選

⑧ 吏部尚書傅恒等「為県缺廃弛已久仰懇切聖恩酌調賢員以裨地方事

乾隆十六年十一月十三日「内閣題本吏科」マイクロ一六二巻、二八〇

載県知県、与例不符。 該撫将東郷県知県梅長遇調補安仁県知県、瀘渓県知県朱崧調補万 今安仁県知県係衝簡缺、万載県知県係繁難中缺、 俱応帰月選之缺

- 六日「内閣題本吏科」マイクロ一六七巻、一五七一―一五八〇頁。 吏部尚書傅恒等「為恭懇聖恩調補県令以裨吏治事」乾隆十七年五月 応将該督等所奏来安県知県劉瓉調補蕪湖県知県之処、毋庸議。 查劉瓚任内有塩引未完降職一級載罪督銷之案、与調補之例不符!
- (10) 七年六月二十二日「内閣題本吏科」マイクロ一六八巻、一〇八四―一 第二輯、 〈州巡撫開泰 「奏請調補知州摺」乾隆十七年五月初二日 『乾隆奏 八七二—八七三頁。吏部尚書傅恒等「為請旨事」乾隆十
- (11) 前注「内閣題本吏科」、一〇八九—一〇九一頁 与例不符。 解県知県、 県之処、 県知県襲士模既不准其昇署知州、 保題実授。署職之俸、不准通算等語(中略)。今龔士模係題署玉 命往試用署職各官、銜大缺小、銜缺相当者、試用一年、果能称職 補。二項一項及並非衝繁疲難之缺、悉帰月分銓選。又定例、在外 查定例、各省衝繁疲難苗疆州県四項三項相兼者、令該督撫揀選調 亦毋庸議。至普安州知州員缺、応令該撫等照例、 尚未実授、不准較俸昇転之員。該撫遽行奏請昇署知州 応将該撫等奏請昇署普安州知州之処、毋庸議。署玉屏 其委用知県王宏業補授玉屛県知

の者(ただし代理ではなく正規の任期が半年ほどある)であり、《規 定》(三)に則った人事の請願である。吏部は規定に反することがな 巡撫は現任知州からの異動を請願するが、その官員も任期三年未満

例之員、

具題補授

巡撫が奏摺で上奏して皇帝の可否を求めていることからその請願 皇帝も是認している。

二十六日『乾隆奏摺』第三輯、六八六—六八七頁 貴州巡撫開泰「奏請以牛思凝調補普安州知州昇」乾隆十七年八月

年弐月内到任、未満参年、与准調之例不符。伏査定例、員缺果属 或応調補或応昇署、 緊要而年例未符、有不得不為変通者、准将其人其地実在相需之処 補。(中略)但該員係於乾隆拾陸年肆月内昇授正安州知州、拾柒 茲拠藩臬二司於通省属員內詳慎揀選、有正安州知州牛思凝堪以調 (硃批) 該部議奏。 詳細声明専摺奏聞等語。理合遵例声明請旨。

科」マイクロ一六九巻、八三九一八五一頁 吏部尚書傅恒等「為請旨事」乾隆十七年十月十四日「内閣題本吏

臣部查、正安州知州牛思凝任内並無不合例事故、 奏聞相応請旨可否、准其調補普安州知州之処、恭候欽定

両江総督高斌「奏請昇調所酌選之員任河工要缺摺」乾隆十六年八月 (硃批) 牛思凝等准其調補。余依議

二日『乾隆奏摺』第一輯、三三四—三三五頁。

合無仰懇聖恩、准以江防同知張弘運調補邳睢同知、庶人地相宜

閩浙総督喀爾吉善「奏請破格補用県官摺」乾隆十六年八月二十二日 実為駕軽就熟。(中略)将清河県知県孔傅橿、署理江防同知

14

『乾隆奏摺』第一輯、四八二―四八三頁 送部引見。但各員現皆委署災区承辦災務、 **査施縄武・石山・戴椿係応行送部引見之員、如蒙聖恩兪允、** 勢難脱身。可否先令署

二十三日『乾隆奏摺』第三輯、 甘肅巡撫楊応琚「奏請昇署辺要之庁員以資治理摺」乾隆十七年五月

理各県事務、

俟災賑事竣、

再行給咨送部

窃照甘省安西同知王筠推昇。遺缺例応在外揀選調補。 一四七—一四九頁 (中略) 臣

## 第四章 督撫による地方官人事規定変更の要請と在京候補官派遣要請

奪取しているとの考えを惹起しがちである。もちろんそのような一面は否定できないが、 「はじめに」で述べたように、これまでみた督撫による請願は、 本来吏部に属するはずの地方官人事の権限 別の事例から当時の督撫 派の意図

を探ってみたい。 督撫が地方官人事規定の変更を要請した事例について、 雍正十二年一月十七日の湖南巡撫の奏摺を見てみよう。

るが、どこも難治地域であるため、 撫の題本による推薦)」を行って五年勤め上げれば昇任できるという優遇措置をむやみに受けさせず、吏部の人事に帰すべきであ 陽の二県は、苗族居住地域だが統治しやすい地方である。)②以上の七県 たします。 か うと定めたポスト、 ば昇任させるポスト、 調べましたところ、 人事のポストでありましたが、 (の三種類が) [吏部による] (中略。 (中略。 あります。 人事かを、 瀘渓・辰谿・麻陽の三県は、周囲の地域が改土帰流等によって平穏となった。また通道・会同の二県と桂東 瀏陽県知県・平江県知県・桃源県知県は、それぞれ二字に該当する地域のポストで、吏部の人事と定められて C以前に 湖南省の各府州県にはA苗族居住地域が存在するポストであり〔督撫が〕題本で異動させ、 B以前に衝・ ①ただその土地に適したように〔人事方法を〕 事情を酌量して変更すべきでありましょう。 〔衝・繁・疲・難のうち〕二字か一字に該当する 各地方はまことに統治し難く、 繁・ 有能な官員でなければ務まらない。) 疲・ 難のうち四字か三字に該当する〔地域の〕ポストであり〔督撫が〕「題補」②② [督撫の] ③以上の三県 題本で異動を行う 〔の知県のポスト〕について、これまでどおり 定め、 謹んで皇帝陛下のために人事方法の変更について陳述 〔地域の〕ポストであり吏部の人事と定めたポスト あるポストについて [の知県のポスト] について、 [ポストに] [督撫による] 改定していただきたく存じ 任期が五年になれ 以前は吏部の 題本での人事 保題 · 桂 (督

題本で

ます。

私は地方のポスト

[に適材適所の人材を得る]

という観点から、

方は吏部の人事に改定し、

方は

「督撫による」

雍 字に該当する地域で、 衝 正末年に 疲 におけ 難のうち四字か三字に該当する地域で、 る湖南省下の 吏部 事情を酌量して変更を加えるべきだと述べる(傍線部①)。 の人事によるポストの三種類があった。つまりAとBは督撫の人事、 知県の ポストについ て、 督撫が題本で人事を行うポスト、 C衝・繁・疲・難のうち二字か A苗族居住地 域に該当するので督撫が題本で人事を行うポスト、 Cが吏部の人事となる В

ただ人事の主体について、

県は衝 階で、 治が難しいという理由で、 行うポストへの人事規定の変更を要請している(傍線部②)。 そこでAに属するポストのうち七つのポストは、もはやその管轄地域の統治が困難ではないとして、 前者七つのポストは零~一字の簡缺に、後者の瀏陽県は繁・難二字の要缺、 Bの督撫が人事を行うポストへと変更を要請している(傍線部③)。乾隆十三年 逆にCに属するポストのうち三つのポストは、 平江県は繁・疲・難三字の要缺 C の 更部が 管轄地 (一七四 地域の統 人事を 八 段 源

雲南巡 る。 督撫の人事によるポストにしたいと上奏したが、中央は再度督撫にその是非を調査させた。督撫は、三十五州県のうち三 一州県はそのまま吏部の人事とし、 このような人事方法の変更要請は他にも見られる。 四川省の州県ポストについて、 順寧・ 撫の奏摺では、 ・繁・難三字の要缺と定められており、 鶴慶三つの府は二字に該当するだけであり、 督撫は必要最低限の変更を要請するのみで、 雲南省内の府知事の七ポストについて、これまではすべて「在外揀選調補」であったが、そのうち かつて土地の丈量を行い農地が大幅に増えるなどしたため、 四県のみ督撫の人事に変更する必要があるとした。また乾隆十八年(一七五三) この要請が認められた可能性が高 同じく雍正十二年九月初二日の四川の督撫の奏摺に以下のように④ 府知事については吏部の人事に変更すべきであるとした。 むやみに督撫が権限 の奪取を図ったとは Λ, ,3 布政使が三十 具 五の州県を 0 あ

現

地

の実情を知る督撫が、

統治が困難で重要な地域のポストは督撫の人事とするように、

また重要度の低

地

域

 $\hat{O}$ ポスト

難 V)

のように

てせ、

題本で昇任を請願する官員もいない場合は、

・る事例は、表一の十二ヶ月でも数件みられる。すなわち、督撫は地方官人事の権限の全てを手中に入れようとしてい

〔皇帝陛下による〕就任の決定を待つ」を指していると考えられる。このように督撫が中央からの官員派遣要請をし

当該督撫が上奏して、〔吏〕

部が候補官の

中

から数人を選抜して引

は吏部 の人事とするように要請し、 中央はその要請を督撫の権限が過大にならないように検討したうえで許可してい

も読み取れる。江西巡撫は、 百 様 の志向は、 乾隆十七年、 上饒県は最要缺、 江西巡撫が空い 南豊県は要缺であって難治であり、 た知県のポストに、 中央から候補官を派遣するよう要請してい 優秀な官員が必要であるとしたあと、 る事 例

以下のように述べる。

考えられるのである。

だけましたら、実に重要な地域に有能な人材を得られ、 の恩沢にあずかり、 〔しかし〕現在〔江西〕全省の中缺・簡缺の知県のうち、 〔吏〕部に北京にいる候補官の中から選抜して引見をさせ、上饒・南豊の二県のポストに就けるようご命令いた かつ吏治にも大いに有益でございましょう。 異動させられる官員はおりません。 規定通りに奏摺で上奏して皇帝陛

にいる候補官を選抜させ、 ものは適材適所とならないため、異動させ得る官員はいない」という。そのため江西巡撫は規定に依拠して、 ている者はわずか数人しかおらず、あるものは才能が〔低く〕 拠した布政使・按察使からの詳文によれば、「江西省全省の中缺・簡缺のうち、〔異動が可能となる〕三年の任期を満たし 江西巡撫は、 ここでいう規定とは、乾隆四年に定められた、「当該省に規定に合致した、異動させるうる官員がおらず、 現 在 の江西省には、 上饒・南豊の二県のポストに就けるよう要請しているのである。 難治である上饒県・南豊県の知県に異動させうる官員がいないと述べる。 現在の 〔中缺・簡缺の〕 任務に堪えうるのみであり、 江西巡 吏部に北京 がが 依

# たのではなく、地方に人材が不足している時には中央の人事に委ねることもあり、あくまで地方の実情にあわせて人事を

行っていたと考えるべきであろう。

九七九)第二十二輯、五二八―五二九頁。 十二年一月十七日『宮中檔雍正朝奏摺』(台北、国立故宮博物院、一十二年一月十七日『宮中檔雍正朝奏摺』(台北、国立故宮博物院、一十二年一月十七日、第二十二十二十二十

命令の時期とは異なるが、 年九月初八日に上諭を下して全国的な規定変更を命じたという[劉二 は総督の意見に同意した。これがきっかけとなり、雍正帝は雍正十二 として変更を要請する上奏を行った。吏部は反対したものの、雍正帝 れていたのであろう。 ○一七、一三一―一四四頁]。本章での事例はこの全国的な規定変更 缺・要缺・中缺・簡缺)と地方の実情が合致していないポストがある いて、管轄地域の特質(衝・繁・疲・難)やポストの重要度 なお、雍正十・十一年に二度、 刨 七缺 改為題缺者也。臣為地方員缺起見、或請改帰部選、或請改為題缺 応題・応選、 兼幷専於一字之缺応帰部選者。①但因地制宜、 定衝・繁・疲・難四字三字相兼之缺応請題補者、C有向定二字相 查湖南各府州県A有係苗疆之缺題明揀調五年俸満昇転者、 (中略) ③以上三県、 実不応仍行保題 有尚須酌更之処。 断続的に規定の変更が督撫の側から要請さ 俾得濫叨五年昇転之恩典、 雖向係部選之缺、 直隷総督李衛が管轄下のポストにつ 謹為我皇上陳之。 其実地方難治、 随時通変其員缺之 (中略) 応請帰部選者 ② 以 上 B有向 (最要

- た[山本二〇一三、三六―三八頁]。 トを指すが、この史料の時点で督撫が請願できるのは異動のみであっトを指すが、この史料の時点で督撫が請願できるのは異動のみであった
- 究所編『清代縉紳録集成』第一冊、鄭州、大象出版社、二〇〇八、一③ 「縉紳全書」(乾隆十三年春)。清華大学図書館、科技史暨古文献研

九六一二〇一頁。

(4) 四川総督黄廷桂、巡撫鄂昌「奏陳調整川省部選及題補州県員缺事

部選。惟有原擬衝繁要缺之灌県 撫再加妥酌定議具奏。(中略)以上三十一缺無庸揀調、 為難治者、懇勅部定例。 簡州等三十五州県、 劉応鼎奏称川省州県、雍正陸年分別衝繁疲難、除成都等六州県揀 選題補外、其余均帰部選。第自丈量後、 難最要之缺揀調題補、以収実効。 (中略) 此四県者、必資強幹能員、方足稽察整頓、均請改為衝繁 (中略) 又原擬衝難要缺之万県 現在地方情形有与成都等六州県相同者、 (中略) 応将劉応鼎所奏、 (中略) 又原擬専衝中缺之宜賓県 (中略) 又原擬繁難要缺之南充則 田地日闢、 一併勅令該督 民事日増。 如

- ⑤ この上奏を行った四川布政使劉応鼎は、雍正十二年十月に四川総督 「 この上奏を行った四川布政使劉応鼎は、雍正十二年十月に四川総督
- 八年十月十八日『乾隆奏摺』第六輯、四五二頁。 雲南巡撫愛必達「奏請改知事揀調之缺酌帰部選以符体制摺」乾隆十

- 7 規定されてい 府知事とは府の佐貳官である。 雍正~乾隆初年に雲南の府知事は 光緒 『大清会典事例』 「揀選咨部調補」であると
- 8 「乾隆奏摺」 江西巡撫兼提督銜鄂昌「奏請簡補知県摺」 第四輯、 一二九—一三〇頁 乾隆十七年十月十五

地得人与吏治大有裨益 勅部於在京候補人員内遴選引見、補授上饒・南豊二県員缺 今通省中簡県内、 既無可以調補之員。理合遵例声明恭摺奏懇聖恩:

同様の事例は [織田等一九一四、二四一—二四二頁] でも挙

られるが、 深い考察はされていない。

9 げ 同前注史料

在於通省中·簡県内細加衡量

任満三年者、

称本任、或人地不甚相宜、 実無可以調補之員

(10)

光緒『大清会典事例』 乾隆四年奏准 即令該督撫奏聞、 (中略) 卷六十、調缺准酌量題昇 由部於候補人員內、遴選数人引見、 如該省既無合例応調之員、 亦無可以題

### おわりに 地方官人事からみる王朝統治の 側

考えてよいだろう。 いが、督撫による地方官人事は廃止されることはなく清末でも引き続き行われていたことから、 また吏部が督撫の請願に反対した場合でも、 破例人事を請願していた。督撫による《規定》人事・破例人事の多くが皇帝の支持、ないしは吏部の同意を得て許可され、 らなる有効な人事のため、規定を越えた《規定》が定められ、さらに督撫は直接皇帝に意見を陳情できる奏摺を使用 るがせにできない懸案であった。そのため地方の実情を知り得る督撫が地方官人事を行える規定が創始された。 皇帝を頂点とする堅牢な官僚制度をその統治のひとつの柱としていた清朝にとって、適材適所の人事を行うことは、 皇帝が督撫を支持する場合もあった。無論、 賄賂の可能性が 有効に運用されていたと 無 わけではな しかしさ νÞ

(625)

「中央集権

奏

体制と地方統治の確立」が指摘できるであろう。奏摺であれば、督撫の上奏が吏部に回される前に皇帝によって認められ

摺によってなされていた。督撫による地方官人事から奏摺の意義を考えるならば、「人事行政の効率化」及び

さて、第一章で述べたように、乾隆四年より後に定められた《規定》では奏摺を使用するように指示し、破例人事は

督撫の 事における吏部の関与できる部分が少なくなり、 性が 願を皇帝が認めた場合は、 なあり、 また 《規定》 に依拠していれば、 吏部の覆議を経る必要がなく地方官人事の所用時間は短くなり効率的であった。また 督撫と皇帝の二者間で地方官人事を決定できる割合が多くなるのである。 吏部に請願を却下されることも少ない。 つまり、 実態として地方官人

それが終わるまで引見を先送りするように請願していた。このことからも、督撫による地方官人事は、 督撫は昇任よりも、 引見の必要がない異動・就任を多く請願しており、また喫緊の課題を担っている地方官については 清代地方官人事の

官員交替の時間的効率化をもたらしたと考えられるのである。

運用に行政的空白の防止、

されてのちに、はじめて地方行政が動き始める。むしろ皇帝・吏部といった中央は督撫の上奏にリアクトする形でしか である。 を知り得るのは多くの場合において督撫が先であり、そのポストに対する人事的アクションを先んじて起こせるのは督撫 されたといえる。ただしこれを単純な皇帝独裁の強化と考えてよいだろうか。 皇帝の側からすれば、 規定と《規定》 に則った人事、破例の人事、在京候補官員派遣要請のどれであっても、 督撫の請願によって地方の意見をより直接的に聞くことが可能となり、 地方官ポストが何らかの原因で空いたこと あくまで督撫の上奏がな 皇帝 -督撫の 関係 は 強 地

方官人事に関与できない部分が多くなったのである。

軟 を備えた中央集権体制をうかがうことができるが、これが清朝の統治体制全体にあてはまるかは、 接的に文書のやり取りをして中央集権化を志向した。その結果 を可能にする柔軟な運用実態が存在した。 による地方官人事からみると、地方の意見を多分に汲み上げるとともに、 ていたことは論を待たない。その意味では足立氏の言うように、 つ効率的 題本・奏摺どちらによる人事も、 に運 用される構造が生まれたと考えられるのである。 康熙期に用いられるようになった奏摺を雍正帝は発展的に踏襲し、 吏部の覆議も、 最終決裁は皇帝に委ねられており、 清代の官員の決裁能力は低かったであろう。 このように督撫による地方官人事からは、 -逆説的ではあるが 地方官人事の効率化と督撫の「超法規的 督撫による地方官人事がより柔 中央集権体制 財政 軍事などから複 が維持され

合的に検討しなければならないだろう。

なく、 さて官僚制度全体を視野にいれれば、 儒教倫理と王朝統治との関連性にもかかわる問題である。このような他の官僚制度については今後の課題としたい③ 他にも検討しうる対象がある。たとえば官員の服喪は、 行政的空白を生むだけで

1 十八日の条 劾され革職されている。 『高宗実録』巻一一〇三、 賂を受け取っていたことで、李侍尭および賄賂を送った官員たちが弾 乾隆四十五年、 雲貴総督李侍尭が「題昇」の際に複数の官員から賄 乾隆四十五年三月

拠供、 交与佐雜孫允恭赴蘇带往。 銀五千両、 (中略) 李侍尭著革職拏問。 売給昆明県知県楊奞勒要銀三千両。一売給同知方洛銀二千両。 收受題昇迤南道莊肇奎銀二千両、 臨安府知府德起銀二千両、 (中略) 又拠張永受供、 按察使汪圻、 東川府知府張瓏銀四千両、 素爾方阿銀三千両 迤南道莊肇奎、原署東 発交珠子二顆 汪圻

> 府知府張瓏、 倶著革職 降調通判素爾方阿、 丁憂同知方洛、 昆明県知県楊

- 2 県の就任を請願している(趙徳馨主編 という奏摺で、江陵県知県が病没したため、 例えば光緒三十年、湖広総督張之洞は「請准以李天柱補授知県 二〇〇八、第四冊、 奏議、二一八一二一九頁)。 『張之洞全集』 そのポストに奏留補用 武漢、 武漢出版
- が、その運用実態などは検討されていない。 三七二頁』では、官員が在職のまま喪に服す「在任守制」に言及する [織田等一九一四、二七〇一二七五頁]や[艾二〇〇三、三六六一

附記 <u>ا</u> 本稿は、 による支援を得た 大阪大学文学研究科「多言語多文化研究に向けた複合型派遣プログラム」(日本学術振興会 一組織的な若手研究者等海外派遣プロ グラ

#### 参 考 文

日本語文献 (五十音順

足立啓二 一九九八『専制国家史論』 柏書房。

内田直文

「清代康熙年間における奏摺政治の展開」

『九州大学東洋史論集』!!!!!

織田萬等編

九一四

『清国行政法』臨時台湾旧慣調査会、第一巻下

内田直文 二〇一三「清朝康熙時代の朝廷決議と奏摺政治の創始について」川勝博士記念論集刊行会編 『川勝守・賢亮博士古希記念東方学論集』

キューン、 フィリップ・A著、谷井俊仁・谷井陽子訳 一九九六『中国近世の霊魂泥棒』 平凡社 (原著、Philip A. Kuhn, Soulstealers: The Chinese

(増補改訂版

67 (627)

汲古書

Sorcery Scare of 1768. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1990)°

伍躍 二〇一一『中国の捐納制度と社会』京都大学学術出版会。

近藤秀樹 一九五八「清代の銓選-――外補制の成立――」『東洋史研究』十七―二。

宮崎市定 一九五七「雍正硃批論旨解題 その史料的価値」『東洋史研究』十五―四

山本一 二〇一三「清代、督撫による地方官人事規定の形成と運用」『東洋学報』九五―三。

中国語文献(ピンイン順

艾永明 二〇〇三『清朝文官制度』北京、商務印書館

劉鳳雲 一九九六「清代督撫与地方官的選用」『清史研究』一九九六年三期

劉錚雲 四頁 に再録)。 一九九三「「衝・繁・疲・難」:清代道・府・庁・州・県等級初探」『中央研究院歴史語言研究所集刊』六四―一(のちに[劉二〇一七、三―三

劉錚雲 二〇一七「皇権為中心的権力競逐—以清雍正十二年官缺更定為例」『檔案中的歴史—清代政治与社会』

北京、北京師範大学出版社、一二七—一

王志明 二〇〇七『雍正朝官僚制度研究』上海、 上海古籍出版社

張振国 二〇〇九「清代前期文官選任制度之演変」『史学集刊』一二一。

(立命館大学文学部講師

One Aspect of the Qing Dynasty's Rule as Seen from Appointment of Local Government Officials by Top Provincial Executives

by

#### **Ү**АМАМОТО **Hajime**

This article examines the characteristics of the centralized administrative system during the Qing period by analyzing the local personnel administration system. Generally speaking, the personnel administrative system during the Qing period is understood as having been conducted by a lottery by central government at the Ministry of Personnel 吏部. However in the early eighteenth century top provincial executives (such as Governorsgeneral and Governors 督撫), who were aware of regional realities, began to petition for the appointment of lower local government officials to insure the right man in the right place, not only with official documents called tiben 題 本, but also by using exceptional methods, chiefly palace memorials called zouzhe 奏摺 in certain cases. Almost all such appointments to local government posts by using palace memorials were sanctioned by the emperor directly or through the Ministry of Personnel. If the Ministry of Personnel opposed a particular appointment, the emperor made the decision based on his own judgment. Top provincial executives did not petition for promotions but mainly for transfers, because Admittances (yinjian 引見) were not necessary for transfers. They requested postponement of admittances by giving the reason that the said person had an urgent mission. The appointments made using palace memorials were not deliberated in the Ministry of Personnel, and hence there were many cases regarding local personnel that were decided by top provincial executives in concert with the emperor. Therefore, the appointments made using palace memorials made the processes of local personnel affairs more efficient. Furthermore, top provincial executives had the right to demand modification of the rules governing appointments of the local governments. They used this right not to expand their authority but to make suitable appointments that were relevant to the local conditions. Moreover, there were cases of top provincial executives demanding the dispatch of reserve officials from Beijing to the local government for lack of suitable talent in the particular local region. This is also a manifestation of the intention of top provincial executives to handle local administration properly.

It goes without saying that the emperor had the last word concerning local government appointments, wherefore a centralized administrative system was maintained. But it was top provincial executives who would first become aware of a vacancy, and it was they who could act on personnel matters before the central government such as the emperor or the Ministry of Personnel. In most cases, the emperor or the Ministry of Personnel could deal with personnel matters only after a report by top provincial executives. This system made local personnel affairs more effective and allowed top provincial executives to petition in an extralegal form by using palace memorials. Palace memorials had been in use since the Kangxi period, and Emperor Yongzheng, who aspired to implement a centralized administrative system with direct exchanges of opinions with local governments, progressively used palace memorials. As a result, appointments to local governments by top provincial executives became flexible and efficient. In other words, as seen from the appointments to local government, "a centralized administrative system, which was flexible in accepting local opinion" was put in place as the administrative system of the Qing dynasty through the use of palace memorials. The local government appointments studied in this article continued and operated effectively even during the late Qing. This flexible system is one important aspect of the Qing dynasty's centralized rule.

Key Words; Qing dynasty, top provincial executives, appointment of local government officials, dynastic rule